

公益社団法人富山県建築士会
富山県歴史的建造物委員会 構成員名簿

委 員 長	上 野 幸 夫	歴史的建造物意匠 職藝学院教授
副 委 員 長	後 藤 正 美	歴史的建造物構造 金沢工業大学教授
副 委 員 長	山 崎 幹 泰	歴史的建造物歴史 金沢工業大学教授
委 員	菫 子 井 隆 策	建築基準法行政 富山県砺波土木センター建築課
委 員	越 前 慶 祐	文化財防災行政 富山県教育委員会生涯学習文化財室
委 員	山 田 勉	防火避難 砺波地域消防組合南砺消防署
委 員	近 江 吉 郎	富山県建築士会会長

運営委員（作業部会） 名簿

建築基準法行政	村 田 昌 俊	富山県砺波土木センター建築課
防 火 避 難 行 政	高 木 太 郎	砺波地域消防組合南砺消防署
意 匠	今 村 彰 宏	歴史まちづくり部会長 H・M
	中 野 健 司	富山県建築士会前会長 H・M
	池 田 通 則	ヘリテージネットワークとやま代表 防災士 H・M(防火・避難)
	飯 野 美 代 子	ヘリテージネットワークとやま H・M (防火・避難)
	吉 田 芳 人	ヘリテージネットワークとやま H・M (防火・避難)
	田 嶋 由 美 子	ヘリテージネットワークとやま H・M
	林 芳 宏	ヘリテージネットワークとやま H・M
構 造	金 山 泰 夫	富山県建築士会副会長 H・M
	三 谷 光 雄	三谷建築設計事務所
	稻 垣 由 希 子	ヘリテージネットワークとやま H・M
	岩 脇 崇	ヘリテージネットワークとやま H・M

公益社団法人富山県建築士会歴史的建造物委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、富山県内の地方公共団体の条例によって現状変更の規制と保存措置を講じる歴史的建造物について建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づき特定行政庁の指定（以下「保存指定」という。）を受けようとする場合に必要な地方公共団体及び事業者（以下「地方公共団体等」という。）の事務を支援し、もって歴史的建造物の保存活用を促進するとともにその保存活用を通して伝統的工法に携わる職人の技術の未来への継承に資することを目的とする。

(設置)

第2条 この委員会は歴史的建造物委員会（以下「歴建委員会」という。）と称し、保存指定を受けようとする建造物が存する地方公共団体からの依頼に基づき公益社団法人富山県建築士会（以下「本会」という。）に設置する。

(所掌事務)

第3条 歴建委員会は次の事務のうち地方公共団体等が必要とする事務を行う。

- (1) 建築審査会の同意のための地方公共団体が定める基準（以下「同意基準」という。）原案作成の支援に関すること。
- (2) 同意基準への適合性の事前審査に関すること
- (3) 歴史的建造物保存活用に係る調査・助言（建築基準規程の代替措置、設計者への技術的助言等）に関すること。
- (4) その他歴史的建造物の保存・活用の促進に関すること。

(組織等)

第4条 歴建委員会は次に掲げる委員 10名以内で組織し、第1号から第3号までの委員は富山県建築士会会长（以下「士会長」という。）が任命する。

- (1) 歴史的建造物に関する専門家
 - (2) 建築基準行政、消防行政、文化財行政関係者
 - (3) 建築物の防火避難に関する専門家
 - (4) 富山県建築士会会长
- 2 歴建委員会に委員長 1名及び副委員長 3名以内を置き、次の会務を行う。
- (1) 委員長：士会長が指名し、会務を総理し、会を代表し、会議を招集し、会議の議長となる。
 - (2) 副委員長：委員長が指名し、委員長を補佐し、第3条各号に掲げる事務を分担して所掌し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 3 歴建委員会に必要に応じて調査、資料収集・整理・作成等を行うために、前項第1号から第3号に掲げる者からなる作業部会を設けることができるものとし、その部員は士会長が任命する。
- 4 士会長は必要に応じて委員及び部員（以下「委員等」という。）の解任又は選任をすることができる。

(委員等の任期)

第5条 委員等の任期は保存指定が完了するまでとする。

(アドバイザー等)

第6条 委員長は業務を遂行するうえで必要と認めるときはアドバイザーとして専門知識を持つ者の出席を求め、助言を受けることができる。

2 委員長は調査・審査のために必要と認めるときはオブザーバーとして関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(謝金等)

第7条 委員等、アドバイザー及びオブザーバーに対して別に定めるところにより謝金を支払うことができる。

2 委員等、アドバイザー及びオブザーバーに対してその職務を行うために必要となった旅費等について本会費用弁償規程に基づき支給することができる。

(経費)

第8条 委員会の運営に必要な費用は地方公共団体等からの委託料等で賄う。

(会議の公開)

第9条 会議は原則公開しない。ただし、会議に出席した委員、アドバイザー及びオブザーバーの全員が同意したときは公開できる。

(庶務)

第10条 歴建委員会の庶務は本会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、歴建委員会の運営に必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。